

第6部—第2 子育て支援の充実

I まちづくり指標

| 行政指標 | 計画策定時の状況(平成12年) | 前期実績値(平成15年) | 中期実績値(平成18年) | 目標値(平成22年) |
|-------------|-----------------|----------------|--------------|------------|
| 保育園待機児童数の減少 | 183人 (4月1日) | 234人 (4月1日) | 157人 | 0人 |

| 協働指標 | 計画策定時の状況(平成12年) | 前期実績値(平成15年) | 中期実績値(平成18年) | 目標値(平成22年) |
|--------------------|-----------------|--------------|--------------|------------|
| 保育園・認証保育所における保育定員数 | —— | 1,854人 | 2,118人 | 2,280人 |

保育園の待機児童数と保育定員数を示す指標です。市立幼稚園廃園後の施設の活用や、民間保育所等の開設支援、連携により、平成16年4月1日現在で186人だった待機児童をなくすことをめざします。

| 行政指標 | 計画策定時の状況(平成12年) | 前期実績値(平成15年) | 中期実績値(平成18年) | 目標値(平成22年) |
|------------------------|-----------------|--------------|--------------|------------|
| ファミリー・サポート・センター事業の利用件数 | —— | 6,971件 | 10,461件 | 11,000件 |

ファミリー・サポート・センターが行う事業を利用した件数の指標です。子育て中の保護者の支援と地域における子育て機能の強化をめざします。

II 施策・主な事業の体系

1 計画の整備

| | |
|-------------------------|---|
| (1)「次世代育成支援行動計画2010」の推進 | ◎ ①「次世代育成支援行動計画2010」の推進 (「第6部—第1 子どもの人権の尊重」参照) |
| (2)「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定 | ◎ ①「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定 |

2 子育て相談事業の拡充

| | |
|-------------------------|--|
| (1)子育て相談事業の拡充 | ◎ ①子ども家庭支援センター(すくすくひろば・のびのびひろば)での相談事業の拡充 |
| | ◎ ②保育園機能の地域での活用 |
| | ◎ ③インターネットを活用した子育て相談の充実 |
| (2)ひとり親家庭への相談の充実 | ①相談体制の整備 |
| | ②児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)の検討 |
| (3)子育て支援総合コーディネーター機能の強化 | ※ ①地域子育て支援拠点整備の検討 |
| | ※ ②子育て支援情報の提供 |
| | ※ ③親支援プログラムの展開 |

3 待機児童の解消への取組み

| | |
|-----------------|-----------------------|
| (1)待機児童の解消への取組み | ◎ ①民間保育所の開設 |
| | ◎ ②認証保育所の開設 |
| | ③認定子ども園との連携の検討 |
| | ④家庭福祉員(保育ママ)の拡充 |
| | ⑤幼稚園の預かり保育拡充 |
| | ⑥保育園の改修・建替えによる保育定員の拡充 |

4 在宅の子育て支援の充実

| | |
|---------------------|---|
| (1)一時保育等の拡充 | ①緊急一時保育の拡充 |
| | ②一時保育の拡充 |
| | ③子どもショートステイの充実 |
| | ④ファミリー・サポート・センター事業の展開 |
| (2)親子交流事業の拡充 | ※ ①保育園地域開放事業の充実 |
| | ※ ②NPO等との連携 |
| | ③子育てひろば事業の拡充 |
| | ④男性の育児参加の推進 |
| | ⑤三世代交流の推進 |
| (3)地域における子育てグループの育成 | ①保育園での地域の子育て拠点機能の充実 |
| | ②地域の子育てグループの育成 |
| | ③ファミリー・サポート・センター事業充実のための子育てボランティア育成と地域活動の推進 |
| (4)障がい児療育の拡充の検討 | ※ ①北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討 (「第5部－第3 障がい者福祉の充実」参照) |
| | ※ ②発達障がい児への支援の充実 (「第5部－第3 障がい者福祉の充実」参照) |

5 保育サービスの充実

| | |
|----------------------|---|
| (1)保育内容の充実 | ◎ ①延長保育実施園の拡大 |
| | ◎ ②保育園の耐震化の推進 |
| | ※ ③病児保育事業の充実 |
| | ※ ④働き方に即した保育サービスの提供 |
| | ※ ⑤セーフティネットの機能確保 |
| | ※ ⑥保育の質の確保 |
| | ※ ⑦第三者によるサービス評価の実施と支援 |
| | ⑧年末保育の実施の検討 |
| (2)障がい児保育の充実 | ①障がい児保育の充実 |
| (3)民間保育所等の支援 | ①私立保育園への助成 |
| | ②認証保育所、認可外保育室等への助成 |
| (4)私立幼稚園との連携 | ◎ ①私立幼稚園と保育園との機能連携の研究 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照) |
| | ②私立幼稚園の預かり保育に係る助成制度のあり方の検討 |
| (5)効率的な保育園の運営 | ※ ①市立保育園の効率的な運営の検討とその実施 |
| | ※ ②公設民営保育園の運営の充実 |
| (6)財源の確保と費用負担のあり方の検討 | ①公平な費用負担のあり方の検討 |
| | ②認証保育所、認可外保育室利用者への助成の検討 |

6 児童青少年の活動支援

| | |
|------------------|---|
| (1)地域子どもクラブ事業の拡充 | ◎ ①地域子どもクラブ事業の拡充 (「第6部－第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) |
| (2)学校開放の充実・整備 | ①学校開放の充実・整備 (「第6部－第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) |
| (3)児童館の充実 | ※ ①東西児童館の特色ある運営 |
| | ※ ②すすくひろば・学童保育所・地域子どもクラブ等との連携 |
| | ※ ③中学生・高校生への支援 |
| (4)学童保育所の充実 | ◎ ①学童保育所の整備 |
| | ②児童館・地域子どもクラブ等との連携 |
| | ③学童保育所定員等の適正な設定の検討 |
| | ④障がい児受け入れ人数拡充の検討 |

| | |
|----------------|--|
| (5) 社会参加の促進 | ①子ども議会の開催 |
| | ②地域活動への参加促進 |
| | ③学校教育との連携 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照) |
| (6) 文化芸術活動への支援 | ①児童青少年の芸術文化活動への支援 (「第7部－第3 芸術・文化のまちづくりの推進」参照) |

7ひとり親家庭の支援

| | |
|------------------|-----------------|
| (1) 日常生活の支援 | ①自立支援の拡充 |
| | ②日常生活の援助 |
| | ③養育の支援 |
| | ④ひとり親医療費助成の充実 |
| (2) 母子生活支援施設の建替え | ◎ ①母子生活支援施設の建替え |

8母子保健・医療等の推進

| | |
|----------------------|---|
| (1) 疾病予防・健康増進事業の推進 | ①乳幼児健康診査・予防接種の実施 |
| (2) 妊娠・出産・育児に関する家族支援 | ◎ ①虐待防止と親の心のケア |
| | ※ ②産後早期の母子育児支援 |
| | ※ ③育児支援ヘルパー事業の実施 |
| | ④健康教育・相談・訪問事業の推進 |
| | ⑤助産師会・児童相談所・子ども家庭支援センター・北野ハピネスセンター等関係機関との連携 |
| | ⑥両親学級の充実等による育児支援 |
| (3) 小児夜間診療体制の構築 | ①小児初期平日準夜間診療事業の推進 |
| (4) 乳幼児医療費助成の充実 | ※ ①乳幼児医療費助成の充実 |
| (5) 義務教育就学児医療費助成の実施 | ※ ①義務教育就学児医療費助成の実施 |
| (6) 児童手当の拡大 | ①児童手当の拡大 |

9推進体制の整備

| | |
|------------------------|--|
| (1) 子ども家庭支援ネットワークの推進 | ◎ ①子ども家庭支援ネットワークの推進 (「第6部－第1 子どもの人権の尊重」参照) |
| (2) 教育・子育て研究所(仮称)との連携 | ◎ ①教育・子育て研究所(仮称)との連携 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照) |
| (3) 「保育関係者等懇談会(仮称)」の設置 | ①「保育関係者等懇談会(仮称)」の設置 |

Ⅲ 主要事業(◎で示しています:事業内容は、変更・追加のあったもののみ記載)

1-(2)-①「子ども・子育てビジョン(仮称)」の策定

市がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援に関する施策の達成状況や課題を十分に把握する中で、子ども・子育て支援に関する今後の施策の指針となる、「子ども・子育てビジョン(仮称)」を策定します。「子ども・子育てビジョン(仮称)」は、三鷹の教育の目指すべき方向性を示した「教育ビジョン」との相互補完関係を持ち、主に0歳から就学前の、子ども・子育てに関する施策の重点化や施設の整備・充実についての方向性を示すものとなるよう検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

2-(1)-① 子ども家庭支援センター(すくすくひろば・のびのびひろば)での相談事業の拡充

2-(1)-② 保育園機能の地域での活用

2-(1)-③ インターネットを活用した子育て相談の充実

3-(1)-① 民間保育所の開設

3-(1)-② 認証保育所の開設

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、民間保育所、認証保育所等の開設支援などによる民間活力の導入を進めていきます。

(市・関係機関・民間・NPO等)

5-(1)-① 延長保育実施園の拡大

5-(1)-② 保育園の耐震化の推進

耐震改修促進法や公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント」の確立に向けて行われている耐震診断調査の結果を踏まえ、保育園施設の耐震化を計画的に進めていきます。

母子生活支援施設との複合施設である中央保育園については、築37年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の安全性確保に向けての早期対応が必要であると判断し、速やかに仮園舎の建設を行うとともに、新施設の整備計画を早急にまとめ、平成21年度末を目途に整備を行います。

(市・都・関係団体・民間)

6-(4)-① 学童保育所の整備

学童保育所については、待機児童の解消や児童一人あたりの適正な保育面積を確保など地域ごとの実情に沿った運用について検討し、改修・整備等を進め、充実に努めます。

(市・関係団体・民間)

7-(2)-① 母子生活支援施設の建替え

母子生活支援施設は、築37年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の安全性確保に向けての早期対応が必要であると判断し、速やかに仮施設の建設を行うとともに、新施設の整備計画を早急にまとめ、平成21年度末を目途に整備を行います。

(市・都・関係団体)

8-(2)-① 虐待防止と親の心のケア

IV 新規・拡充事業(※で示しています:事業内容は、変更・追加のあったもののみ記載)

2-(3)-① 地域子育て支援拠点整備の検討

2-(3)-② 子育て支援情報の提供

2-(3)-③ 親支援プログラムの展開

在宅の子育て支援を強化するため、拠点の地域展開を検討します。また、子ども家庭支援センターを拠点に、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスが提供できるよう、子育て支援サービスの総合コーディネート機能を強化します。また、相談・具体的サービス提供の事業主体について柔軟な体制の検討を進めます。

(市・市民・関係機関・NPO等)

4-(2)-① 保育園地域開放事業の充実

4-(2)-② NPO等との連携

NPO等が運営する、親子交流事業との連携を検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

5-(1)-② 病児保育事業の充実

病後のため保育園等に預けられない子どもを対象とした病児支援を推進します。

(市・市民・関係機関)

5-(1)-③ 働き方に即した保育サービスの提供

5-(1)-④ セーフティネットの機能確保

5-(1)-⑤ 保育の質の確保

5-(1)-⑥ 第三者によるサービス評価の実施と支援

利用者満足度の把握及び利用者の声を反映できる仕組みを検討し、第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への支援を推進します。

(市・民間)

5-(5)-① 市立保育園の効率的な運営の検討とその実施

5-(5)-② 公設民営保育園の運営の充実

経営主体等のあり方を含め、市立保育園の効率的な運営のあり方を検討・実施します。公設民営保育園については、地域の子育て支援の拠点となる保育園として運営を充実させます。

(市・民間)

6-(3)-① 東西児童館の特色ある運営

6-(3)-② すくすくひろば・学童保育所・地域子どもクラブ等との連携

6-(3)-③ 中学生・高校生への支援

東西児童館の特色ある活動を推進するとともに、中学生・高校生の自主的な活動への支援も行います。

(市・市民・関係機関・NPO等)

8-(2)-② 産後早期の母子育児支援

8-(2)-③ 育児支援ヘルパー事業の実施

養成講座を受け登録したヘルパーや助産師が、出産後間もない家庭や、育児ストレス等で他の子育てサービスを利用し難い家庭を訪問して、身の回りの世話や育児を行い、産褥婦と新生児の援助をします。

(市・市民)

8-(4)-① 乳幼児医療費助成の充実

8-(5)-① 義務教育就学児医療費助成の実施

義務教育児の保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成し、児童の健やかな育成を支援します。

(市)